

1 部活動の基本的な考え

ア 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養においても極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。

イ 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

ウ 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学校は、学校教育の一環として教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努める。また、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないように、留意する。

2 適切な部活動運営のための体制整備

ア 校長は、「県運営方針」並びに「古河市部活動の運営方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

イ 部活動顧問は、年間の活動計画（平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会等）、並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」及びそれぞれの部活動の「活動計画」を生徒及び保護者へ通知する。

エ 校長は、定期的に「部活動運営委員会（顧問会議等）」を開催する。

オ 校長は、すべての部活動の活動計画及び活動実績を学校ホームページ上に公表する。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 校長は、短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動をするよう指導し、生徒の生活や健康に留意するとともに、教職員の負担軽減にも配慮する。

イ 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

ウ 部活動顧問は、部活動経営の基本として「PDCAサイクル」を着実に実施し、より良い運営を目指した工夫・改善に努める。

して活動した場合は、休日に休養日を振替える。ただし、公式大会等において上位大会に進出し、上位大会が直後の1か月以内に控えている場合に限り、コンディション調整を目的として、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、平日に休養日を振替えることも可とする。

- 校長及び部顧問、部活動指導員は、長期休業中においても、上記のとおり休養日を設定する。加えて、長期休業期間中に、生徒が十分な休養を取ることや、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、1週間以上の連続した長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

また、生徒の多様なニーズに対応するために、休養日を増設することや、週間、月間、年間単位での活動頻度や時間等の目安を定めるなどの工夫をすることも必要である。

- 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
- 学校閉庁日（学校に日直を置かずに、学校として対外的業務を行わない日）は、原則、活動は行わない。

※学校閉庁日は以下のとおり（ただし、週休日を除く）

8月13日～16日（お盆の期間）	6月18日（創立記念日）
12月27日・28日	11月13日（県民の日）

※大会等の参加が予定され、特別に実施する場合は、校長の許可並びに保護者の承諾を必要とする。

- 8月13日～16日及び12月29日～1月3日は、長期休養期間とする。
- 総体全国大会に出場する場合は、閉庁日（8/13～8/16）についても、市教育委員会の承認を得て活動することを可能とする。
- 定期テストの直前3日間は、原則として休部とする。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- 校長は、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- 参加する大会は、1月当たり1大会程度、年間12大会程度を目安とする。

6 その他

- 本運営方針は、令和5年4月1日から適用する。